

島根県 6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金交付要綱
(食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業)

制定 令和 3 年 4 月 1 日付けプラント 第 1 7 2 号
改正 令和 4 年 4 月 1 日付けプラント 第 5 4 9 号

(趣旨)

- 第 1 県は、次に掲げる要綱等に基づいて事業実施主体が行う事業に要する経費（以下、「交付対象経費」という。）に対し、予算の範囲内において、事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- (1) 6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業実施要綱（令和 3 年 12 月 23 日 3 輪国第 3776 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）
- (2) 6 次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業交付要綱（令和 3 年 12 月 23 日 3 輪国第 3775 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）

(交付対象、交付率)

第 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、以下のとおりとする。

(1) 交付対象経費区分

ア 施設等整備事業費

加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備にかかる経費

イ 効果促進事業費

施設整備を一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサル費等の経費

(2) 交付率

- ① 以下のアからウまでに定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得等する場合（既に輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を含む。）及びエに定める対応を行う場にあつては、交付対象事業費の 1 / 2 以内とする。

ア 輸出促進法第 17 条に基づく適合施設の認定取得を行う場合

イ 輸出に対応するために必要な以下の（ア）又は（イ）の認証取得を行う場合

（ア）ISO22000、GFSI 承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C 等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ

（イ）JFS-B、有機 JAS 等

ウ 上記ア又はイに定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を既に取得している事業であり、事業実施計画において以下の（ア）から（エ）までに定める認定・認証範囲の

追加等を行う場合

(ア) 認定・認証品目の追加

(イ) 認定・認証製造ライン等の追加・変更

(ウ) 認定・認証対象エリア等の追加・変更

(エ) 既に取得した認定・認証を維持しつつ、当該認定・認証品目等に係る機器整備などを行う場合

エ 輸出先国における検疫や添加物等の認定・認証の取得等を伴わない規制への対応を行う場合

② 上記①以外の場合にあっては、交付対象事業費の3/10以内とする。

なお、1事業申請当たりの交付金の額の上限を5億円とし、下限を250万円とする。また、申請のあった金額については、申請の提案内容や交付対象事業費等の精査により、必ずしも申請額と一致するとは限らず、また、申請額については、千円単位で計上することとする。

(流用の禁止)

第3 第2(1)に掲げるア及びイの経費の相互間における流用をしてはならない。

(交付申請)

第4 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は別に定める。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たっては、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(書類の提出)

第5 本事業に関する申請は、事業実施主体から知事へ提出するものとする。

(変更交付申請)

第6 規則第9条第1項の規定による申請は、様式第2号を提出する。ただし、事業の新設又は廃止、事業実施主体の変更、事業実施主体相互間の経費の額の流用以外の軽微な変更については、この限りではない。

2 規則第9条第2項の規定による報告は、交付金事業（本交付金の交付の対象となる事業を言う。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、様式第3号を知事に提出して行なうものとする。

(状況報告)

第8 交付金事業の遂行状況の報告は、交付金の交付の決定のあった年度の12月31日現在において、様式第4号により作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出して行なうものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書)

第9 規則第10条に規定する実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、提出の時期は、交付金事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

2 実績報告書を提出するに当たっては、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金にかかる消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金にかかる消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定の日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付金の交付)

第10 補助事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、様式第7号を提出しなければならない。

(財産処分の制限等)

第11 規則第13条第1項に規定する承認申請書は、様式第8号によるものとする。

2 規則第13条第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

3 規則第13条第2項の規定に基づき知事が定める期間とは、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和30年農林省令第18号)第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

(帳簿等の保存)

第12 補助事業者は、当該交付金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類

を備え、交付金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第13 知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(交付条件の記載等)

第14 知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、(1)により契約しようとするときは、当該契約に係る一般の競争若しくは指名競争の入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に対し、様式第10号により指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求めるとともに、当該申立書の提出のない者を競争入札等に参加させてはならないこと。

(県内中小企業者への優先発注)

第15 補助事業の実施に際しては、県内中小企業者への発注に努めるものとする。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年 月 日から施行する。